

平成21年度消防審議会

日時：平成21年12月2日（水）

10：00～12：00

場所：ホテルルポール麴町

3階「マーブル」

1. 開 会

【田村課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから平成21年度消防審議会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。それでは、しばらくの間、事務局で進行をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

2. 委員紹介

【田村課長補佐】 まず、消防審議会に先立ちまして、前回の審議会以降、新たに審議会委員にご就任いただきました委員をご紹介します。

本年7月29日付をもちまして新たに委員にご就任いただきました新井雄治委員でございます。

【新井委員】 7月に全国消防長会会長を仰せつかりました、東京消防庁消防総監の新井でございます。お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【田村課長補佐】 どうぞよろしくお願いいたします。

3. 消防庁長官挨拶

【田村課長補佐】 続きまして、消防庁長官につきましては、本年7月14日付で新長官が就任いたしましたので、ここで一言ごあいさつ申し上げます。

【河野長官】 おはようございます。7月に長官に就任いたしました河野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、委員の皆様方には、大変ご多用中のところ、審議会に出席を賜りましてありがとうございます。また、平素から消防行政に関しまして貴重なご意見そしてご提言、ご指導いただいております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、新井委員には、委員の就任をご快諾いただきましてありがとうございます。

今後とも、審議会の委員の皆様方のご意見を踏まえながら、消防防災体制の充実そして救急救命対策の整備促進に努めてまいりたいと思っております。

今年の災害の状況につきましては、必ずしも災害多発ということではございませんけれども、7月の下旬から8月の中旬にかけて、西日本各地で大変大きな暴雨災害がございました。また、8月に入りまして、駿河湾を震源とする地震が発生いたしまして、東海地震をはじめとする大規模地震への備えの必要性を改めて痛感させられたところでございます。さらには、秋口から南太平洋地域で大きな地震が幾つかございまして、9月末に発生したインドネシアの西スマトラ州パダン沖の地震につきましては、国際緊急援助隊が派遣されまして、その一員として国際消防救助隊も派遣をいたしたところでございます。

また、救急に関しましては、この審議会の答申をいただきまして改正をいたしました、消防機関と医療機関の連携に関する改正消防法が、10月30日から施行されております。この間、消防機関と医療機関の連携に関する実施基準のガイドラインを策定いたしまして、地方団体にお示しをいたしております。現在、各都道府県において協議会を設置し、実施基準の策定を進めていただいているところでございます。

本日は、こうした傷病者の搬送・受け入れの実施基準の状況、さらには、先ほど申し上げました今年の災害への対応状況などのほか、来年度の予算の概算要求の状況、さらには、21年度補正予算につきまして、新政権発足後、一部見直しがございましたので、そういった状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。そして、皆様方のご意見を賜りつつ、今後の消防行政に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

【田村課長補佐】 ありがとうございます。

委員の名簿及び幹事の名簿につきましては、お手元でございますのでご確認ください。なお、消防庁側の一部幹事につきましては、急遽別件が入りました関係で、途中退席する予定でございます。委員の皆様方には、申しわけございませんが、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、本日の資料につきましては、お手元に準備してございますのでご確認ください。万が一、不足がございましたら、事務局へお知らせください。ご対応いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして、吉井会長、よろしくお願いいたします。

4. 議 事

【吉井会長】 皆さん、おはようございます。政権交代でいろいろ忙しい中、委員の皆さん、それから幹事の皆さん、ご多忙の中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日の消防審議会でございますけれども、先ほど長官のごあいさつにもございましたが、前半はわりあい穏やかで、何もなくて、今年は消防審議会も暇になるかなと思ってたんですけども、意外とその後、立て続けにいろんなことが起きまして、議題も、今日は審議事項はございませんけれども、報告事項を中心に皆さんのいろんなご意見をお聞かせ願えればと思っております。災害関係から火災、救急関係まで幅広く、大課題というよりも中小の課題ということで、いろいろ現場で私も含めて調査をしたりしてきたところでございますけれども、そういうことを踏まえていろいろご意見をいただければと思っております。

それでは、早速、議事に入りたいと思っておりますけれども、議事次第にございますように、今日は6件の報告事項がございます。一括して事務局のほうから報告していただきまして、その後ご意見をいただきたいと考えております。

まず、報告事項の1と2でございますけれども、総務課長からご説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

《報告事項》

- ① 平成22年度消防庁概算要求について
- ② 平成21年度消防庁補正予算見直しについて

【市橋総務課長】 総務課長の市橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

私のほうからは、資料1、2に基づきまして、予算関係2件につきましてご説明を申し上げます。

まず、資料の1は、平成22年度の消防庁の概算要求の概要でございます。総額といたしまして132億3,700万ということで、対前年比3,700万の増、0.3%の増で要求をしております。これにつきましては、8月段階では146億の概算要求をしていたのですけれども、その後、概算要求を出し直すということで、内容を精査し、ほぼ前年並み、特殊要素を除けば前年より減という形で要求したところでございます。

大きいものとしたしましては、この消防補助金が80億6,700万ということで、緊急

消防援助隊関係が前年並み、それから消防防災施設整備の補助金が対前年3.0%の減というところで要求をいたしております。その他の事業費につきましては、51億7,000万円の要求でございます。

予算の主要事項でございますけれども、総務省全体といたしまして主要事項5本柱がございます、そのうちの3つ目、国民の生命・健康・生活を守る行政の推進、その中の1番目といたしまして、消防防災体制の整備促進及び救急救命体制の充実というものが挙げられているところでございます。内容といたしましては、先ほど申し上げました緊急消防援助隊の設備整備費の補助金50億、それから、耐震性貯水槽、消防指令センター等の整備に対して補助を行います消防防災施設整備費補助金が30億6,600万でございます。

それから、次のページでございますが、主なものを申し上げますと、消防体制の広域化の推進の関係で800万要求してございます。それから、次に、消防団の新戦力の確保ということで、入団促進の働きかけですとか消防団員の救助技能の向上のための訓練・研修、さらには、消防団協力事業所表示制度の全国展開等を図るための経費といたしまして、1億4,900万を要求しているところでございます。

救急関係では、消防と医療の連携ということで、まず、傷病者の症例に応じた救急の受入可否情報に関するシステム開発に要する経費ということで2,300万の要求、さらに、救急相談窓口の全国展開ということで、3カ所分、3億1,600万円を要求しているところでございます。

その他、救急業務の高度化の推進関係6,000万円の要求をしております。また、インフルエンザ対策といたしまして、患者用の酸素マスクの配備等に要する経費といたしまして3,100万円の要求を行っているところでございます。

なお、この消防補助金につきましては、行政刷新会議の事業仕分けの対象となったところでございまして、その関係の資料を参考配付の4、最後の資料になりますけれども、ここでご参考までに資料をつけているところでございます。結果といたしましては、12ページにワーキンググループの評価結果というのがございますけれども、消防防災施設整備費の関係につきましては、自治体／民間の判断と。ただ、ワーキンググループの議論——これは零細補助金の問題等が指摘されたわけでございますが、その議論を踏まえ、補助金のあり方を見直すという結論でございます。それから、緊急消防援助隊関係では予算要求額の10%程度を縮減というふうなワーキンググループの評価結果となっているところでございます。

これらにつきましては、予算編成過程での取り扱いにつきましては、今後、大臣等政務三役のご指示を受けながら対応していくということになろうかと思えます。

次に、資料2でございます。補正予算の関係でございます。補正予算の執行の見直しということで、資料2の3ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、まず総務省全体といたしまして、執行停止等を行う経費が1,174億円でございます。総務省全体の補正予算総額は3,954億でございましたので、約30%執行を停止するというようなことになったところでございます。うち、消防庁分につきましては、4ページに内訳がございませけれども、合計が書いてなくて恐縮ですが、これらの執行停止額の合計は73億円でございます。消防庁関係の補正予算520億でございましたので、割合的には14%。総務省全体では約3割でございましたが、消防庁関係は14%というふうになってございます。

このうち、下の3つ、消防研究センターそれから消防大学校の施設整備、それから公共ブロードバンドシステムの早期導入関係、それと、上から2つ目の消防救急デジタル無線の整備等の(2)市町村における防災行政無線のデジタル同報系・移動系の同時整備に係る実証実験、この4つが実質的に事業の執行を停止したというものでございまして、庁舎関係について非常に厳しく、原則としてもう執行しないというふうな方針ですとか、あるいは、まだ対象市町村が決定していなかったこと等の事情によりまして、事業を執行停止したものでございます。

そのほかにつきましては、交付決定額と予算額との差ですとか、あるいは契約済額と予算額との差、いわゆる不用額というふうなものでございまして、事業執行には影響のないものでございまして、大体これらが、実際に事業執行を停止したのが35億円程度ということで、半分弱は停止しましたが、残りは事業には影響のないというものでございます。

以上で、予算関係の説明を終わらせていただきます。

【吉井会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、引き続き報告事項3について、救急企画室長からお願いいたします。

《報告事項》

③ 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準について

【開出救急企画室長】 救急企画室長の開出と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料3に基づきまして、傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準につい

て、ご説明申し上げます。これにつきましては、当審議会の答申を2月にいただきまして、5月1日に消防法の改正が公布、10月30日から施行ということでございます。

改正消防法の内容は、1の経緯の2番目の白丸でございますが、都道府県が消防機関、医療機関等から構成される協議会を設置し、搬送・受け入れに関するルール、実施基準を策定することが義務づけられたということでございます。そして、都道府県が実施基準を策定していくわけですが、消防法改正の国会審議におきましても、国から都道府県に必要な情報提供その他の援助をしっかりとしてほしいというようなご審議もございまして、3番目の白丸でございますけれども、消防庁と厚生労働省が合同で検討会を設置しまして、報告書をいただき、それに基づきまして、10月27日でございますけれども、都道府県に実施基準策定のガイドラインを通知したということでございます。

2のガイドラインの概要でございますが、実施基準を策定する際の留意点につきましては、次ページ以降でご説明させていただきたいと思っております。都道府県が実施基準をつくっていくわけですが、(1)の2番目の白丸でございますが、地域によりまして医療資源の状況等、異なるわけですので、国でガイドラインで一定の方向を示すわけですが、具体的な策定につきましては、地域の実情に応じて都道府県の判断を考慮して、加味して策定するというところでございます。また、都道府県全域で定めることもできるわけですが、地域の状況によって、医療圏の状況等の区分に分けて定めることもできるということを示しております。

(2)の協議会でございますけれども、これは法律でメンバーが決まっておりますが、ガイドラインの中では、消防本部の中小の規模も含めた消防機関の職員の参画、あるいは救命センターの医師以外にも小児科、産科、精神科等の幅広い参画が必要であるということを示しております。

また、(3)でございますけれども、ガイドラインを、実施基準をつくるに際しまして、基本的な地域の状況を把握する必要があるということでございますが、従来の消防機関の有する搬送に関する情報と医療機関に搬送後の傷病者の転帰情報を合わせて分析するところと十分できてないところもございますので、これをしっかりと調査・分析をして、ルールづくりにつなげる必要があるということを示しております。

あと、都道府県間の調整。最近非常に広域的な搬送が行われておりますので、広域的な連携をする場合の方策についても例示しているということでございます。

2ページ以降が、具体的な実施基準の策定の指針に当たるものでございますけれども、

1と2が、医療機関を傷病者の状況に応じて適切な医療が提供できる医療機関に分類するための基準と、その分類に従った具体的な医療機関のリストの表示につきまして例示をしているということでございます。

上段のほうにございますのが、救急搬送は、生命の危機に瀕しているとか後遺症の軽減という観点から、適切な医療機関に搬送するという視点が必要ですので、緊急性、専門性、特殊性。緊急性につきましては、バイタルサイン等から非常に重篤である患者さんは救命センターに運ぶ必要がある、あるいは、脳卒中であるとか心筋梗塞の疑い、緊急性が高い患者さんには、それに適した対応ができる医療機関に搬送する必要があるということですので、そういった緊急性の観点。あるいは、妊婦であるとか小児等の専門性の高い対応が必要な傷病者の方が、適切に運ばれるようにという専門性の観点。あるいは、医学的には緊急性が高いとは言えませんが、特別な対応が必要な急性アルコール中毒であるとか精神疾患を持たれる方、そういった傷病者の状況に適切に対応できる医療機関を分類する視点を、例示を示しておるということでございます。

具体的には、2ページの左下にございますような、それぞれの区分に対応した医療機関のリストが表示される、消防機関と医療機関でその情報を共有して円滑な搬送を行うということでございます。ただ、この区分を全都道府県で一律につくらなければならないということではございませんで、こういった分類基準を、区分けを設けるかということにつきましては、地域の医療資源の状況等を勘案して、実情に応じて策定するということでございます。

3ページでございますけれども、こういった医療機関のリストに対応するように、救急隊が傷病者の状況を観察して、医療機関のリストの中から適切な病院を選定して、患者さんの状況を医療機関に伝達するわけでございますけれども、3、4、5はそのための留意点、ルールをつくるための留意点につきまして、このガイドラインの中で示しておるということでございます。

それで、6でございますけれども、ここが、昨今の受け入れ困難事案が発生した場合にこういった対応をとるかということにつきまして、あらかじめルールを決めておく必要があるということでございますが、そのためのルールの策定の例示を示しておるわけでございますが、例えば、例というところがございますが、コーディネーターを設置いたしまして、その調整の結果を消防機関、医療機関、双方が尊重いたしまして、円滑な受け入れにつなげる。あるいは、地域の基幹病院が地域内の患者さんの受け入れ調整を行うと同時に、

みずからも受け入れる等の方式が考えられるわけですが、そういった受け入れ困難事案が発生した場合の円滑な受け入れのためのルールづくりの例示を、このガイドラインの中で示しておるといってごさいます。

7でござさいます、その他基準ということ、特に広域的な搬送が多く行われているわけ、その場合には、消防防災ヘリあるいはドクターヘリを活用した搬送ということも考えられますので、どういった場合にヘリ搬送を要請するのかという基準につきましても定めることができるということごさいます。

以上の項目につきましても、都道府県に国のほうから実施基準策定のガイドラインを示し、都道府県におきましてもこれから実施基準をつくるわけごさいますけれども、初めてというところもござさいますので、他県の情報等、広く知りたいという要望もござさいますので、国としてはそういった情報提供に努めながら、この実施基準策定の取り組みを支援していきたいと考えております。

以上ごさいます。

【吉井会長】 はい、ありがとうございます。この件については、この審議会でも大分いろいろな議論があつて、その後の経緯についてご説明いただいたと思います。

では、続きまして、報告事項の4番と5番について、予防課長のほうからご報告をお願いしたいと思います。

《報告事項》

- ④ 大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防災安全対策について
- ⑤ 老朽化消火器の破裂事故を踏まえた対応状況等について

【濱田予防課長】 予防課長の濱田ごさいます。4番、5番についてご説明いたします。座つて失礼いたします。

資料4をごらんいただきたいと思います。予防課関係の1点目といたしまして、大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策のその後の状況につきましても、ご報告をいたしたいと思います。

1ページ目、下のほうにござさいます、まさにご案内のとおりごさいますけれども、大阪市の浪速区の個室ビデオ店におきまして、昨年の10月1日の深夜、火災が発生いたしました。ちょうど本日、刑事裁判の判決が予定されているようごさいますけれども、発生したのは7階建てのいわゆる雑居ビルの1階の個室ビデオ店の店舗部分ということ

ございまして、4番のほうに書いてございますように、死者16名、負傷者9名ということございまして、近年では平成13年の新宿歌舞伎町の雑居ビル火災以来の規模の、多数の人的被害を発生するというような火災となったところでございます。

2ページ目でございますけれども、この火災を受けまして、1つには、火災の原因調査をしているところございまして、消防庁といたしましても長官の火災原因調査を発動ということにいたしました。職員の現地派遣をいたしまして、大阪市の消防局と協力して原因調査を実施したところでございます。

もう一つは、類似の全国の個室ビデオ店等につきまして、防火対策の徹底を図っていく必要があるということでございまして、右側のほうでございますが、緊急的な通知と実態の調査をいたしました。この調査につきましては、その後3度にわたりましてフォローアップを行いまして、各種の設備あるいは訓練の違反等につきまして、順次改善を図ってきたところでございます。

そして、今後の対策のあり方につきましては、2ページの一番下でございますが、予防課で事務局を持っております、有識者の方から成ります予防行政のあり方に関する検討会におきまして、対策のご検討をいただき、取りまとめをいただいたところでございます。

その内容が3ページでございます。6月にこの検討会で取りまとめをいただいたところでございますが、まず上のほうの、現状と課題にございますように、背景の欄に書いてございますが、こうした類似の施設といたしましては、一番上に書いてございますが、19年の1月に宝塚市のカラオケボックス火災がございました。これを踏まえまして、消防法令の改正を後ほど行ったところでございまして、この個室型のビデオ店舗等につきまして、消防法令でも新たな区分を設けまして、規模にかかわらず自動火災報知設備の設置を義務づけるといったような基準の強化をし、20年の10月からこれを施行すると。ちょうどこの施行日に、この大阪の個室ビデオ店の火災が発生したというような状況になってございます。

これに対する対応といたしまして、下のほうでございますが、大きく4点につきまして対策を講じていくべきであるというご報告をいただきました。

1つは、火災の早期覚知・伝達手段の確保ということでございます。今回の事案は、深夜でもございましたので、個室で仮眠をしておりました利用客が多く逃げおくれた。これがこれだけ大きな人的被害につながったということがございましたので、できるだけ早く火災を覚知して、伝達をしていくという点でございます。具体的には後ほど省令の改正の

中身でご説明をいたしたいと思います。

それから2点目が、今回の事案で、特に避難路となります通路が非常に狭く、避難に支障を生じたのではないかとということがございまして、避難の障害対策を行っていくということでございます。その①のほうは省令事項で後ほどご説明いたしますが、②番の、個室の扉が自動的に閉鎖するよう手当てが必要ではないかでございます、これは、扉が外開きになっておりますと、その分通路が狭くなりまして、避難に支障を生じたのではないかとというようなご指摘をいただきました。これは消防の設備というよりは建物の構造に係るような話でございますので、各団体の条例で手当てをしていただくということでございまいして、全国消防長会にもご協力いただきまして、条例改正する場合のひな型と申しますか、標準的な規定につきまして取りまとめていただいて、ご連絡をいただくというようなこともお願いいたしました。

3点目が、防火管理体制の確保についての支援を具体的に講じていくということ。4点目も関連いたしますが、各消防機関で立入検査、違反是正を徹底していくということが必要であるというようなご報告をいただいたところでございます。

4ページでございまして、これを受けました消防法令の改正でございます。この火災からもちょうど約1年でございますが、今年の9月30日に消防法施行規則、総務省令の改正を行いました。改正のポイントは、下のほうの絵にかいてございますが、1つは、できるだけ早く火災を覚知して警報を知らせるという観点から、図の①番にございますが、各個室の部分により感知が早い煙の感知器——煙で感知する方式のものと、熱を感知する方式がございますが、煙のほうが少しでも早く感知ができるということでございますので、煙の感知器を設置していただくということ。

それから、2番目、右側に書いてございますが、今回の火災におきましては、一たん鳴り出した報知機を、建物のオーナーの方が手動でとめてしまうというようなことがあったようでございまして、そういったことがありまして自動で再度警報のベルを鳴動できるような受信機を設置していただくということ。

3点目が、個室ビデオ等でヘッドホンなどを使われていた場合にも、警報のベルが確実に聞き取れるような手当てをしていただくということでございます。

それから、4点目が避難誘導対策ということでございまして、煙が発生した場合、天井のほうから煙が充満してまいりますので、床ないしは床に近い部分に避難のための誘導灯あるいは標識を設置していただくという手当てをお願いしたということでございます。

この省令につきましては、下にございますように、12月1日、昨日の施行ということ
でございまして、施設設備関係に関しましては一定の経過措置を講じておりますけれども、
早期にこの対策を講じていただくようお願いしているところでございます。

5ページでございますが、各現場への指導助言も含めましたマンパワー対策等ござい
ます。1つは、一番上でございますが、消防機関の予防査察体制の強化。地方交付税上の
地方財政措置を充実したということがございますし、最近の厚生労働省の補正予算で、雇
用対策という観点から計上された予算でございますが、具体的な執行は地方公共団体にお
いて行われておりますので、こういったものも活用して、雇用対策という切り口から予算
を確保して、この防火安全対策の徹底を図っていただくような取り組み。それから、3つ
目でございます昨年度の補正予算。これは消防庁として計上いたしまして、大都市の消防
機関におきまして、いわゆる委託の形でこういった事業をやっていただくことを支援して
いこうというものでございます。

さらに、具体的な避難訓練、消防訓練を行っていただくためのマニュアルを、映像的な
媒体も含めまして作成・配布をいたしまして、各店舗での取り組みに生かしていただく
ということを行っているところでございます。

以上が4番目の議題についてでございます。

続きまして、予防課関係で5点目でございますが、老朽化消火器の破裂事故を踏まえま
した対応の状況につきまして、資料5に基づきましてご報告をさせていただきたいと思
います。

1ページをごらんいただきたいと思えます。老朽化消火器の破裂事故につきましては、
特に平成13年に2件の死者が発生するような事故も発生しておるわけでございますけれ
ども、今年9月15日、この1ページの1番のところに書いてございますけれども、大
阪市東成区の屋外駐車場におきまして、業務用のかなり大型の消火器だったようでござ
いまして、老朽化した消火器が不要になったものを屋外に放置されておったようでござ
います。これに触れて遊んでいた小学生が、男の子が受傷しました。直後は重体というよ
うな状況だったようでございますが、集中治療室での治療の結果、奇跡的に回復に向か
っていると伺っております。その後、この破裂事故が大きく報道されたということを契機
に、ご自宅の老朽化した消火器をご自身で処分をしようとした方が、その際に消火器が
破裂して負傷されるというような事案が相次いで発生したというようなことございま
す。

括弧書きに書いてございますように、いずれも長年にわたりまして放置されておりました

て、特に底のほう湿気でさびたり腐食していると。そういうところに新たに圧力が加わりますと、弱くなった底のほうから破裂してしまって、向きが悪いとけがをされるというような事案が相次いで発生したというようなことでございます。これを受けまして、9月には消費者庁も発足しておりますので、消費者庁への速報ということをお知らせし関係の消防本部からもいたしておりますし、相次いでこういった別の事故が発生したということがございますので、2番目でございますように、2件目の福岡の行橋で起きた事案を受けまして、9月17日付で各消防本部に対しまして注意喚起の通知をいたしました。

具体的には2ページをごらんいただきたいと思っております。ポイントはこの記の下に書いてあるところにつきまして、住民の方々に周知徹底をお願いしたいということでございますけれども、特に消火器の状態が腐食が進んでいるものは絶対に使用しないという1番の点。それから2番目は、不要になりました消火器につきまして、解体等の廃棄処理を自分で行うのではなくて、専門の事業者へ依頼をするような形で行っていただきたいと。つきましては、通知文の本文の真ん中のほうに書いてございますが、各都道府県や消防本部におきまして各地域の廃消火器のリサイクルの回収窓口につきまして、連絡・徹底をお願いしたいということをお要請したということでございます。

関連いたしまして、資料でいいますと6ページ、7ページあたりにつけてございますけれども、各メーカーサイドの回収の、あるいは相談の窓口につきましても、別途ご連絡をさせていただきましたし、この件に関しまして、各地の消費者相談センターにいろんなご相談等があったようでございまして、消費者庁のほうからも非常にご関心をいただきました。

9ページにございますが、消費者庁のほうからも、各県の消費者行政担当部局のサイドに注意喚起のお願いというような通知もしていただきまして、都道府県内の関連の部局が連携して対応をとっていただくように、我々としてもお願いをしたところでございます。

恐縮ですが、1ページにお戻りいただきまして、こういった事案を踏まえまして、1ページの真ん中の2番のところでございますが、老朽化消火器に関しまして今後の危害の防止のあり方につきまして、我々消防庁としても、改めて検討しようという体制をとっております。先ほど申しましたように、平成13年に死者が発生するような事案も含めてこういった事案が頻発しましたので、一たんある程度の検討はいたしておりますが、改めて消火器のライフサイクル——製造から流通、使用、廃棄に至るライフサイクルに沿って、再度点検をしていくということで、関係団体に協力をお願いいたしまして、調査・検討を年度

末ぐらいをめぐりに行っていこうという体制で現在取り組んでおります。

(1) にあります調査・検討の項目といたしましては、消火器の製造から廃棄に至るまでの実態がどうなっているのか、②にございますような、破裂の事故に対する整理なり分析を改めて行っていく。それから、3点目は、海外の事例等につきましても調査をこの際行っていこうということで、今取り組んでおります。

それから4点目は、こういった実態の調査を踏まえまして検討といたしまして、1つには、広報啓発でございます。ユーザーの方々に例えば耐用年数をお知らせする、あるいは耐用年数経過後の取り扱いについて慎重な取り扱いをお願いするといった、情報提供を充実していかなくちゃいけないだろうということがございますし、2点目の、消火器の構造、材質等に関してでございますが、これについては少し補足をして、11ページをごらんいただきたいと思っております。

11ページに、消火器の構造を説明した参考③という写真入りの資料をつけてございますが、消火器につきましては、大きく2つの方式で製造されております。左側がいわゆる加圧式といわれているもの、右側が蓄圧式といわれているものでございまして、左側の加圧式のほうが、真ん中にごございますように、シェアとしましては8割以上を占めていて、数的には主流になっておりますけれども、こちらの加圧式のほうで、老朽化した場合、破裂事故が頻発しているというようなことがございます。この加圧式、写真をごらんいただきますと、消火器の中に小さなカートリッジがございまして、ここにガスをためておきまして、使用のときにはこのガスを噴出させた圧力で、中の薬剤を外に出していくというような仕掛けになっております。

これに対しまして、蓄圧式のほうは、消火器のボンベの中全体の圧力を高めておりまして、使用のときにそれを外に噴出していくという仕掛けになっておりまして、加圧式のほうが比較的、小さいものでも大きな圧力で放出できるということがございますのと、おそらく製造も比較的容易であるということで、我が国では主流であって来たということもございますけれども、加圧式の場合、それだけ圧力が強い分、先ほど申しましたように、底のほうに腐食してまいりますと、圧力をかけた途端に、弱いところが壊れまして破裂をするというような事案が起ることがちだということがございます。

そうしたこともございまして、下にごございますように、住宅用の比較的性能が限定的な消火器につきましては、15年ほど前からこの方式を蓄圧式のものに限定するというような省令改正をいたしまして、我々としても制度改正しているわけでございますが、これま

で加圧式の消火器での破裂事故が相次いでいるということから考えますと、物によっては蓄圧式のほうに切りかえていくということがどの程度できるのかといった技術面での検討も含めまして、現在検討をしているという段階でございます。

1 ページに戻りまして、消火器も、老朽化した後に、かなりの年数を経た後に、こういった形で破裂事故が起きているわけでございますので、2 の (1) の④の3 つ目の丸でございますが、点検ないし維持管理のあり方というものも、再度検討をしなきゃいけないんだろうと。

さらに、廃棄の処理などにつきましてはまた、何度も行き来しまして恐縮でございますが、資料の最後の12 ページにございますけれども、消火器のリサイクル体制でございますが、今回の破裂事故の前の段階から、関係の事業者におきまして取り組んでいただいております。結果、来年の年初からは、上にありますように、今までの製造した会社ごとの回収の体制から、下に書いておりますように、新しい方式——全体としてどのメーカーのものでも共通した窓口で回収をしていくという形で、新しい体制が動き出すということになります。こういった消火器のリサイクルの推進ということも考えていかなきゃいかんということでもあります。

ということでございまして、再度1 ページで恐縮でございますが、最後のところでございますけれども、これにつきましても、先ほど申しました、予防行政のあり方検討会でご議論いただくということでございまして、先々月、10 月末の会合で状況のご説明をさせていただきました。具体的な作業は、製造事業者も含めました関係の機関・団体等で今順次行っているところでございまして、何とか今年度末ないし来年度の初めぐらいまでに一定の結論の取りまとめをできるようにということで、現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

【吉井会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、報告事項最後のテーマですけれども、防災課長のほうからご説明をお願いしたいと思います。

《報告事項》

⑥ 本年の局地的大雨や台風を受けての消防庁の対応について

【飯島防災課長】 防災課長の飯島でございます。

それでは、私からは、資料6に従いまして、本年の風水害を受けた消防庁の対応についてご説明させていただきます。座ったままで恐縮でございます。

まず、資料6の1ページは、7月下旬の中国・九州北部豪雨の被害報でございます。特に山口県防府市におきましては、特別養護老人ホームにおられた方々が土石流の犠牲になられたということでございます。1ページから2ページにかけて、各地の被害状況を掲載しておりまして、2ページ以降に、消防庁はじめ政府の対応等が掲載されております。

で、4ページです。4ページは、8月上旬の台風9号の被害報でございます。兵庫県や岡山県などで大きな被害が発生いたしました。その中で、住民の方々が避難所へ向かう途中に被災されるという痛ましい被害もございました。4ページから5ページにかけては各地の被害状況を、5ページ以降には、消防庁はじめ政府の対応等を掲載しております。いずれの災害におきましても、総務省消防庁では政府調査団などへの参加で被災地へ職員を派遣いたしております。

続きまして、ちょっと前後いたしますが、8ページをごらんいただきたいと存じます。この一連の風水害を受けまして、消防庁では7省庁で連名で8月13日に各都道府県市町村に対しまして、風水害対策に関する通知を出しました。特にこの一連の風水害では、避難勧告の具体的な基準がつけられてなかった団体も見られたことから、そういったことを中心に注意喚起を図ったわけであります。

この7省庁の通知の内容を周知するために、6ページ、7ページに戻っていただきたいんですが、8月24日に消防庁が主催し、関係省庁7省庁にもご参加いただき、都道府県の防災主管課長会議を開催いたしました。風水害に関してこのような関係省庁が参加して、都道府県の関係者が対策について話し合う会議を開催したのは今回が初めてでございます。この会議で、私ども消防庁から、市町村においての避難勧告の具体的な判断基準について、市町村に対して大至急策定・点検していただくよう要請いたしました。また、災害時要援護者の避難支援対策の基本的な方針を定めた全体計画が、今年度中に策定されるように、市町村に対して周知徹底していただくようお願いいたしました次第でございます。

この結果を受けまして、18ページでございますが、各都道府県において市町村を対象とした説明会、あるいは市町村を直接訪問して説明していただくということが行われたわけでございます。結果的に、その後の台風18号では、これらの教訓を踏まえて、各自治体で大変早目の対応が行われ、被害を最小限にとどめられたものと考えておる次第でございます。また、災害時要援護者の避難対策につきましては、19ページでございますが、

全国13道県で市町村担当者を対象とした意見交換会を開催いたしました。そして、早期の取り組みをお願いしたところであります。

こうした取り組みの結果、20ページでございますが、災害時要援護者の避難対策について、この消防庁の調査では、本年3月31日現在で全体計画を策定済みまたは策定中の市町村が、20ページの1の枠の下の、上から5行目でございますけれども、62.5%であったわけでありまして。ところが、この一連の働きかけの結果、速報値ではございますが、11月1日現在では全団体の97.8%が策定済みまたは策定中ということになりまして、ほぼすべての市町村で災害時要援護者の避難対策の取り組みが進みつつあると認識しております次第でございます。

また、21ページでございます。内閣府と共同で、災害時要援護者の避難対策に関する検討会を立ち上げました。この一連の風水害で、特に山口県で施設の特別養護老人ホームにいられた方々の被害が発生したということ踏まえまして、これまでのガイドラインは在宅中心ということございまして、そういうことなどを踏まえましてこの検討会を発足させた次第でございます。11月の第1回検討会を開催したわけでありまして、この検討会で今後の取り組みのあり方について検討を行いまして、市町村や地域において災害時要援護者の避難対策、避難支援をさらに進めるに当たっての新たな取り組み方策について、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

《意見交換等》

【吉井会長】 はい、ありがとうございました。

以上で、一括して報告事項1から6までご説明いただきました。今日は、残り時間、あと45分ぐらいありますけれども、どの資料に関してでも結構ですので、ご自由にご意見あるいはご質問をいただきたいと思いますと思っております。

善養寺さん、どうぞ。

【善養寺委員】 意見という前に、この審議会は、他の省庁の審議会に比べると1時間ほど短く、議論を尽くせるのか疑問がありまして、今日、11時半が終わりの予定ですけど、今回の内容は、医療の問題があり、消防の問題もあり、火災の問題もあり、12時までやってもいいんじゃないかっていう提案です。

あともう一つですが、消防法の改正について、12月1日が施行で9月に公示された内

容というのは、前回ここで議論された内容なのでしょうか。記憶にないんですけど。この大阪のビデオ店の件について、その前のカラオケボックスの件についても、ここで議論されたときに、私、専門の立場としていろいろな意見を言わせていただきましたが、何ら反映のない状況での改正がここに見えるのを思うと、この審議会の位置づけが何なのか、疑問に思えましたので、その辺、整理整頓しながら議論していただけたらと思いました。

【吉井会長】 時間のほうは一応11時半ということですけども、会場のほうは大丈夫だそうなので、議論が白熱しましたら12時まで。12時になるとちょっと私のほうもぎりぎりなものですから、12時までは大丈夫だと思います。まあいろいろご議論いただいて、白熱すればということで、途中でどうしても用がある方は、途中退席していただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

それから、もう一点は、多分前回というか前々回ぐらいに議論された話だと思いますけれども、それとの関連ということで、特に国交省関係の話もちょっと絡んでるやつですよ。それについて、ほんとうは議事録が残ってるといいんですけども、もう一度ちょっと善養寺さんにその話をしていただいて、思い出してもらおうとか。私が覚えているのは、簡易的なスプリンクラーとかそういう話は覚えてるんですけども、その辺ちょっともう一度お願いできますか。

【善養寺委員】 前回、火災報知機の義務化に関してだったんですが、ビデオ店は煙が主だったという話が出ましたが、カラオケ店のときもそうですけど、今回、杉並でありました居酒屋火災の場合は、見ている目の前で火災が起こっているわけです。報知機があってもなくても関係ないんですね。あれだけの犠牲者が出るというのは、確かに避難通路を塞いでいたとか、消防訓練が行われていなかったとか、油に水をかけてしまったとか、多々ある人為的な問題はありますが、それよりも、やはり火気使用室に対する初期消火が何よりも防災対策として重要です。スプリンクラーは管理するのが大変です。ああいう居酒屋さんのような、店舗とビルの管理が1つの組織でできないような場合を考えると、やはり火気使用室での自動消火器の設置を義務づけた方が良いのではないかと思います。

1個の値段でみたらスプリンクラーを設置するよりははるかに安いですし、10年そのまま使用できるわけです。ほとんどの店舗は、10年に一度ぐらいにはリニューアルをしますので、それに合わせて必ず交換をさせていくような制度をやるべきではないか。前回話をしたときには、自動消火器そのものが消防の認定を受けていないので、それについて今後認定にするのかどうか試験をするという話を私にされましたが、早急に基準づくりを

していただきたい。お店のアルバイトの従業員に責任を押し付けることはできませんので、やはり公の防災の観点から、自動的に初期消火ができる仕組みを、既に技術的にあるものを導入して、現実的に死者を防ぐ手当てをしていくほうが重要ではないかと思っております。

【吉井会長】 はい、予防課長のほうから。

【濱田予防課長】 ご指摘いただきました消火器、特に自動消火器という観点だと思います。手動で使うものにつきましては、150平米以上の店舗については義務づけをさせていただいておりますけれども、特に、ただいまお話がありました高円寺の居酒屋火災などを見まして、部内でも現在議論しておりますが、そうした中で、お話しございました自動で消火されるような設備が設置されていれば非常に有効なのではないかと、我々の課の中でございますけれども、そういった議論も含めましてしておるところでございます。

今回の事案につきましては、現在捜査と並行して事実関係の確認が行われておるようでございますので、当面それをまず待った上でということになるかと思っておりますけれども、こういった今回のような事案も発生しておりますので、そういった新しい設備の有用性、これの技術的な有用性はもちろん確認をしていかなければいけないことだと思いますし、実際にまた設置をするサイドにしてみますと、一定のご負担が生じるということになりますから、それとの関連においてどう考えたらいいのかといった点につきまして、今回の事案も含めまして引き続き検討させていただきたいと思っております。

【吉井会長】 もう一点あった、多分2回ぐらい前にもその話があって、国交省との関係とかいろいろあって難しいんだということはあったんだけど、実は、ちゃんとした回答はまだもらってないんですね、調査した結果というのは。だから、そういうことも踏まえて、ここでいろいろ議論したことが、調べていただいて結局どうなったのかというご報告も含めてしていただきたいという、そういうことですね。

【善養寺委員】 そうですね。あと、報告も絶対大事ですけど、やはり改正に対しては、最終的な意見を伺っていただきたいと思います。

あともう一つあったのは、煙に関してですが、大阪の個室ビデオ店の件に関しては、火よりも煙の被害のほうが時間的に早くて、現状、スプリンクラーが設置してあったとしても、被害は発生した可能性が大きいと報告されていますが、再現実験の中では一酸化炭素は発生せず、一酸化炭素中毒になるような状況ではなかったと伺いました。それでは死なれた方々が何で死んだのか。もしこれがファブリックや中のウレタンなどから発生した有

毒ガスによる被害だったとすれば、やはりその安全性の認定をし使用できる物を変えさせていかなければならないと思います。死んだ方々の肺は煙が入って煤けていたのか、それとも何か瞬間的な有毒ガスによって、息も吸えないような状況になり死んだのか、その辺の解剖結果は出ていないのでしょうか。

【濱田予防課長】 どの火災に関して？

【善養寺委員】 このビデオ店の火災です。

【濱田予防課長】 ただいまの詳細につきまして、すみません、手元に資料がございませんので、改めまして後日確認をして、ご報告したいと思います。

【吉井会長】 予防行政のあり方に関する検討会というのが開かれていますよね。そこではどんな議論なんですか。

【濱田予防課長】 この中では、先ほどご報告しましたように、今回の事案では、特に仮眠中の方々による逃げおくれの発生ということが、被害が拡大した大きな原因になっているということ。それから、特に避難の際の通路が狭いということが障害になっているのではないかというようなことに関しまして、非常に強いご議論がございまして、この点を踏まえた基準の改正ということを中心に考えていかなきゃいかんというような議論になったというところでございます。

【善養寺委員】 そこで疑問に思うのは、通路が狭かったためであれば、仮眠していた人たちは、逃げようとしたがドアから外に出られない状況で死んでいたのか、通路で倒れて死んでいたのか。もし寝たままの状態で死んでいたなら、死因が何なのかによっては、通路が原因ではなく、もしシアンガスなどの有毒ガスで脳が麻痺して動けない状況になっていたのだとすると、それは全く防災の観点、視点が違ってきってしまうので、そこはやはり医学的に、死因が何だったのかきっちり特定すべきだと思います。

【濱田予防課長】 すみません、その点については今手元にデータがございませんので、これは改めて確認の上でご報告をさせていただきたいと思います。

【吉井会長】 それじゃあ、今善養寺委員が言われたような、幾つかの過去の事例の原因と、それからこれまで対策をとられてきてその有効性と、今ご指摘になった限界みたいなのがあって、十分なのかどうかということと、それから、前々から善養寺委員が言われている簡易のというか、自動消火器というんですか、スプリンクラーの小型のようなやつは、それについて今現状どうなのか。なかなか採用できないとかいろいろ基準の問題があるその辺についても、一度ここで、次回ぐらいに資料を提出していただいて議論をした

いと思いますけれども、その方向でよろしいですか。

【濱田予防課長】 1点、補足でよろしいでしょうか。先ほど会長からお話がありました簡易なスプリンクラー設備ということに関しましては、特に福祉施設の系統で、グループホーム等での火災を踏まえまして、対応を考えていかないといけないということがございまして、今年の4月から消防法の法令の改正をいたしまして、非常に小規模な、具体的には275平米以上の規模でございますが、自力避難が困難な方々が入っている福祉施設につきましては、新たにスプリンクラーの義務化をするということを行いました。これも先ほど来の話で、工事費等を考えますと経済的な負担も非常に大きいということがございまして、従来型の、水源も独自で持ったかなりしっかりしたスプリンクラー設備に必ずしもよらなくても、より簡便な形で、水道管に直結した比較的簡便型の設備で、経済的には比較的安い負担でできるというものについても、基準の上でオーケーだという取り扱いにいたしまして、厚労省のほうの補助制度などの適用も含めまして設置を促進していただくというような対応はとっているところでございます。

【吉井会長】 じゃあ、一括して次回にそういう関係のやつを資料を提出していただいて、議論をしたいと思います。どうぞ。

ほかにいかがでございましょうか。

【小川委員】 ありがとうございます。小川でございます。

2点、ご質問と、関連するコメントがございます。

第1点目は、資料3にある傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準。これにつきましては、私自身も消防防災ヘリとかドクターヘリの当事者としてかなり意見を申し上げましたし、この審議会以外の場でも、総務省本体にも申し上げたし、厚労省にも申し上げてきた話なのですが、いまだにこの原始的なことをやって、実際に命を助けるというシステムになっていないし、そういう機能が発揮されていないということを申し上げざるを得ない。これはやはり、この審議会そのものが形式に流れているということではないのかということをお願いする以外にないわけでありませう。

例えば、この3ページの6などについては、受入医療機関確保基準とあります。これ、例えば、「速やかに受入医療機関が選定されない場合において、受入医療機関を確保するために、コーディネーターによる調整、基幹病院による調整、一時受入れ・転送の方法等について定めること」、これ、実際にやってみたらどれぐらい時間がかかるのか、実動訓練をやってみれば、大体モデルは出るわけじゃないですか。で、これは、どのぐらい時間がか

かるということを前提に考えているのか。で、私自身は、日本航空医療学会総会で2年続けて、自動的な情報共有と自動的な搬送手段の選定ができる簡単なシステムということで、妊婦のたらい回し事故を受けて提案をし、ドクターたちの賛同を得て話をしてきました。で、濱田課長が総務省本省のほうにいらっしゃるときにもちょっと話をしたことがあるし、資料もお渡ししたし、今年の夏には例の地域医療再生基金3,100億円の一部を使ってやろうということで、久留米大学医学部の坂本教授とか九州大学医学部の信友教授たちと福岡をベースにしてやろうということになった。これは武居部長にも随分アドバイスをさせていただいたんです。しかし、あれは2週間ぐらいの短い期間に応募できなければならない仕組みで、関係者しか参加できないインサイダー取引みたいな世界なのでだめだと思いました。政権交代で一回全部チャラにしたほうがいいと思ったんです。どの地域であろうと、これはやるべきだというんですけれども、やろうとしない。だから、今回は、政権が変わって、私、官邸のほうにちょっと行って、総務大臣と厚労大臣のほうに、小川が出していて日本航空医療学会総会でお医者さんたちが、これがあってこれがベースになったほうがいいと言っているシステムがあるんだから、落ち着いたら話をしようということになっていますが、消防庁は全然やる気がないと考えていいんですね。これまでの経過を見ると。あるいは総務省もやる気がないと考えていいんですね。厚労省がどうかというのはちょっと話をしなきゃいけないけれども、できることをやらない国というのは、これはもう三流の国でありますから。この辺のことをまず、どうなってるのかということのご質問をしたい。

第2点は、ここの議題にはないのですが、ドクターヘリとか消防防災ヘリの話が出てますのでお伺いしたいんですが、消防防災ヘリの活用に関する検討会をずっとやってまいりまして、それなりのマニュアルみたいなものをつくり上げて、そこまでは行った。今までのものは内閣府のものもだめだということまできちんと指摘をして、やった。国土交通省も含めてやった。その中で、次にやろうといったことが行われていない。消防防災ヘリを少なくとも何十機か投入して実動訓練をやって検証をして次に進まなければ、首都直下地震などのときにヘリを運用できないというのははっきりしているわけでありまして。そのことについて、また形式だけの検討会をやって終わったのかどうなのか。その辺は、この16日にその関係のパイロットたちが集まる場があるものですから、審議会でどういう話になったかぜひ教えてほしいと言ってますので、ぜひ伺いたいと思っております。

以上です。

【吉井会長】 はい、ありがとうございました。

小川委員の話も、何度も私も聞いているんですけども、まあ、これ、いずれも非常にいろんな省庁の関係があったりして難しいところもあるんですけども、消防庁としてどう取り組んだのか、あるいは、その後、それではどういう難しさがあったのかと、そういうことも含めて。

3のほうは開出さんですよ。じゃあ、お願いします。

【開出救急企画室長】 1点目の救急の関係でございます。資料3の6の受入医療機関確保基準というのは、いわゆるたらい回しというような表現もありますけれども、何回照会しても決まらない事案。これは特に医学的に重篤な、緊急の対応が必要な患者さんというよりは、むしろいろいろな背景があって、アルコール中毒とか精神疾患をお持ちだとかそういった、医学的には早期の対応が必要ないけれどもなかなか決まらない場合に、どこかが受け入れるルールが必要じゃないかという、実際上必要な中から、いわゆる安全策といいますかセーフティーネットを、どこかが受け入れるものをあらかじめ決めておく必要があるということで定めるルール、むしろそういったルールでして、小川委員がおっしゃっているのは、まさに傷病者の緊急性に応じて速やかに病院を選定するし、場合によってはヘリ搬送ということで、搬送手段も自動的にということになるシステムということかと思えますけれども、今、救急医療情報システムが厚生労働省さんのほうで整備されているものがございまして、これがなかなか情報の更新が十分でないという問題もあって、なかなか使われておらないんですけども、今回のこの消防法に基づく実施基準というのは、より患者さんの症状に応じた医療機関の分類をして運ぶ。今まで、どちらかということ、診療科ごとに医療機関を選定しているということで、なかなか重複すると両方丸のものが決まらないとか、システムとして問題点があったわけですけども、それを症状別——脳卒中の方であればどこということ、電子情報システムとしても速やかに決まるということが必要ということ、小川委員のご提案もありまして、2回ほど前だったと思いますこの審議会でも、当時の厚生労働大臣の舛添大臣と経産省の二階大臣が合意されて、このシステム開発をするということで進んでいることを報告しております。

そこで、厚労省と経産省が主体でやるわけですけども、私どもも参画させていただきまして、そのシステムのあり方について、どういう改善が、実効性のあるものができるかということ、今検討を進めておるところでして、ちょうど経産省とまた今週にも打ち合わせをするんですけども、今年度内に一定の方向を出そうということでございますので、

そのシステム開発については、より緊急性の高い人の搬送も含めてどういう対応をするかということについての開発については、今我々消防庁も参画する中、進んでいるということだけご報告させていただきたいと思います。

【吉井会長】 一歩踏み出しているということですね。それについてちょっと。

【小川委員】 開発が進んでいるというのは大体、でき上がったときには陳腐化して役に立たないといったようなことにつながりかねないという事例をいっぱい見ておりますので、やっぱり、簡単にできるのに金をいっぱいかけて、金をばらまくなよという思いが実はあるんです。僕は、消防庁については事業仕分けの対象にすべきじゃないと思っているんですけども、ほかの役所については相当ひどいのがありますよ。仕分け人自体が仕分けしなきゃいけないような人たちが入っているわけだから、わからないわけです。この情報共有とか搬送手段の自動選択システムなどというのは、原理的には極めて簡単で、それこそ業者を使わなくてもできるようなレベルの話なのです。ところが、やっぱり業者を選んで入札やって金をぼこぼこ使って、途中でどれぐらいのスピードでできるかというチェックもなしに垂れ流しになってるという印象しかないし、大体、私のところに報告ないじゃない、これ。これ、あるべきことじゃないのですか、はっきり言って。

だから、やっぱり、そういうことで私は信用してないところが実はあるんです。何ぼ言ってもできない。こうやって、物ばかり高いの買ってさ。僕は、装備品の値段だってもう、ある自治体とある自治体で同じものでものすごく何千万も違うものを買わされてるケースなんて見てるけど、全然チェックが行われてないじゃない。だからやっぱり、金かけないでちゃんと目的を達するようなものを組む取り組みっていうのは、ちょっとやってみたらどうかなという感じが実はあるのです。

だから、形どおりのお答えというのは当然なんだけれども、事業仕分けをちらちら見たら、やっぱり我が防衛省・自衛隊なんて最悪ね。スーパーエリートが出てきてね、答えられない。私が出ていったら一発で答えられるような話ばかりなんですよ、陸上自衛隊の増員を認めないとかなんて話はね。広報をどうするかという話もあった。ところが、諸般の国際情勢の変化だ、任務の多様化に伴い自衛官はこれぐらい必要ですと紋切り型の答えしかできない。事務次官になっていく人があの答えしかできないんだもん、役所ってというのは。

だから、やっぱりこれはもう一番大もとに戻って、国民のためにどうあるべきかということ、きちんと考えるということ。形だけの審議会は仕分けの対象にしてもらったほう

がいいかなと、実は思ってます。消防審議会が悪いっていうわけじゃないんですよ。ただ、形式に流れる傾向は、どこの役所もどこの審議会もどこの委員会も持っているということだけです。だから、その辺はちょっとお考えいただきたいと思っております。

ありがとうございます。

【吉井会長】 もう一点のほうは防災課長ですね。消防防災ヘリの活用に関して。

【西浦応急対策室長】 応急対策室長の西浦でございます。

ヘリの検討会の結果の幾つか課題を提示していただきまして、その中で、自衛隊との連携した空中消火の実験というのもございました。これ、11月14日に緊急消防援助隊の関東ブロックの合同訓練が千葉でございまして、そのときに一応実施いたしております。それから、救助活動中における退避要請の関係でございますけれども、大変申しわけないんですけれども、4月以降、鋭意関係団体と調整を進めてまいったわけでございますけれども、一部ちょっと難航している点がございまして、現在も鋭意協議を進めているところでございます。その他、中長期的な課題もたくさんございますので、順次できるところから取り組んでいきたいと考えております。

【小川委員】 ヘリの実動訓練については空中消火だけじゃないんですけどね。あの検討会のメンツには全部案内を出さなきゃいけないのに、案内すらないよね。検討会をつくれと言ったのは私なんだから。座長の山根さんのところにも案内ないよね。吉井先生のところにもなかったでしょ？

【吉井会長】 ないですね。

【小川委員】 ねえ。見においでと言わなきゃだめなんですよ。やりますと。チェックするやつがないんだもん。実動訓練は空中消火の話だけではなくて、非常呼集かけて何十機か集めるぐらいのことをやらないとだめなんです。ヘリの運用というのは、やっぱり空を飛ぶものだから、いろんなことがありますよ。この間だって、岐阜県の消防防災ヘリ、殉職者を出したじゃないですか。あれだって、あのパイロットは腕に自信があったんだけど、1人で飛んじやった。しかし、あの切り立ったところでホバリングして救助しようと思うと、ベテランパイロットでも、2人乗っていて周りを注意しなければどうしようもないというのが実はあったわけでありまして。そういう議論も出ている。それを受けた話も、どこにも出てこない。そんなことだと、命知らずのパイロットか臆病なパイロットだけになっちゃって、実際には機能しないような消防防災ヘリがどんどん更新されていくとかいう話になるかもしれない。

だから、そういったことは、きちんと整理をしてやっていただきたい。まず、実動訓練やるって言ったのだったら、やろうっていうことですね。非常呼集かける。そして、あのときのメンツには全部伝えなきゃだめですね。一切そういった報告も連絡もない。だから、形式に流れてると批判せざるを得ないわけでありませう。

以上です。

【吉井会長】 これも過去に検討会とかそういうのを開いて、それで選評までつくってということなのですけれども、そういう検討会なりさまざまな委員会の中で検討されたことが、どのぐらい実行されているかということが、委員を経験した人はみんな気にしていて、進まないのだったらその意味は何だったのかっていう、そういうことにもなると思います。

【武居部長】 私のほうが所管しておりますので、若干補足させていただきます。

かつて小川先生がいろいろアドバイスいただいた空中消火に関しましても、かつて大規模に相模原で自衛隊にもご協力いただいて、そのときにはたしか関係者の方々にもいらしていただいて連携して実証実験をしたことがございましたし、我々も例えば今週の月曜日ですと国民保護の訓練を兵庫のほうでやったんですけれども、このときはやはりCテロということで、重篤な患者さんがいるということで、兵庫県の災害医療センター等から県内外の病院に運ぶヘリの訓練というものも連携させていただきまして、私どもの予算で内閣官房と共同で行っております。こういった特に初期の段階で、先生がおっしゃるように、ヘリというものは非常に有効であると我々も考えておりますし、過去、私も中越地震のときに実際オペレーションやりまして、非常にそういう実感を持っておりますので、委員会の中でもいろいろご指摘いただいている点につきまして、それぞれぜひ実効が上がるように、訓練をやる際に、関係方面とできる限り共同で連携してできるような訓練も取り入れながら、前に進めるようにぜひしていきたいと思っております。

【吉井会長】 小出委員、どうぞ。

【小出委員】 2つあるんですけれども、先に資料6のほうの、中国・九州北部豪雨の特別養護老人ホームで入居者7名が死亡というこの件に関して、私どもNHKの福祉番組でも取り上げまして、山口局と共同でかなり番組としてやりましたので、ちょっと申し上げたいんですが、特別養護老人ホームというのは、やはりかなり地域の、言ってみれば過疎地帯、あまり地価が高くないような場所につくられて、そういう寝たきりのお年寄りがそこにいらっしゃるといことは結構多いわけなので、11ページの(3)ですか、「社会

福祉施設等の災害対策を推進するため、政令指定都市及び中核市においては、施設の立地条件や非常災害に対する具体的計画の策定の再点検を実施」というこれは非常にいいことだと思うんですが、はっきり言って、政令指定都市と中核市に限っているのはなぜなのか。むしろ、あまり中核じゃないところにできているところのほうが、土砂災害というのは非常に危険性が多くて、問題点が多いのじゃないかということが、1つ、質問でございます。また、検討委員会が今つくられて検討されているということなのですが、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

それと、ちょっと戻るのですが、資料5、老朽化消火器の破裂事故ということで、これは私どもの生活情報番組などでも積極的に周知していきたいテーマだと感じたんですが、すみません、私が知らないだけなら教えていただければと思うんですが、ちょっとこれを拝見すると、9月17日には周知の徹底ということは連絡が出てはいるんですけども、その後は、「老朽化消火器の連絡・相談窓口について」というものが多くて、住民の方たちが自主的に、この消火器どうなんだろうっていうふうに思った場合は、相談窓口を教えるということにはなっているんですけども、実際には、自分のところの消火器がそういう危険性があるということを、皆さん、気がつかないでいるということはすごく多いと思うんですね。

ですから、それについての周知徹底については都道府県に指令ということなのですが、具体的にはそれはどのようになっていて、その辺どのようにフォローされているのかというのを教えていただければと思います。

【吉井会長】 それじゃあ、1点目、防災課長のほうから。

【飯島防災課長】 1点目でございますけれども、資料の9ページの1の(3)でございますが、「社会福祉施設等の災害対策を推進するため、都道府県においては、施設の立地条件や具体的計画の策定の再点検等を実施すること」となっておりまして、小出委員がご指摘の11ページの(3)とあわせてご覧いただければと思いますけれども、社会福祉の法体系の中で、都道府県とそれから政令市、中核市が施設の再点検等の実施の権限を持っているものでして、具体的な内容については所管している厚生労働省に確認をするなどして、またご連絡させていただきます。

【吉井会長】 要するに、小さなところの場合には県を通してということですね。

【飯島防災課長】 都道府県と政令市、中核市が行っているということです。

【吉井会長】 そういうふうに読めば、全体をカバーしているはずだということ。

【飯島防災課長】 はい。

【吉井会長】 じゃあ、もう一点について。

【濱田予防課長】 老朽化消火器の関連についてでございますけれども、現実にかなり老朽化した、あるいは腐食した消火器というのが目の前にある場合というのは、これを具体的にどういう形で処理をしていったらいいかというところが問題の中心になってくるといふふうに考えまして、メーカーの連絡窓口なり、代理店のような形で地域の防災設備をやっている比較的小規模な工務店さんが、現実に関口的な役割をされていることが多いかと思えます。後者につきましては、ある意味で各消防本部の単位でリストアップをしてご連絡をしていくということしかないと思えますので、そういったものについてメーカーサイドの話と代理店サイドの話について周知をいただくようにということをお願いをしているということでございます。

今委員からお話しございましたのは、そもそもの一般的な周知としてどういう手がということだと思いますけれども、ある意味、こういった破裂事故が発生して、各テレビ局あるいは新聞報道等でいろんな形で啓発をいただくような特集等を組んでいただいております。そういったものを契機に我々のほうにもいろいろな問い合わせをいただくことも増えてきておりますので、今回の通知につきましても、消防本部ないし都道府県についてだけではなくて、記者クラブ経由になりますけれども、我々の記者クラブに加盟いただいております新聞社あるいはテレビ局につきましては、こういった動きをしている、アクションしているということは情報提供させていただいて、お問い合わせや協力依頼がありました際には、対応させていただいているというようなことでございます。

【吉井会長】 よろしいですか。それに関して。

【小出委員】 そうしますと、周知に関しては口頭ということのみで、各1人1人に対してもうちょっときめ細かいそういう周知というのは、特に行われていないということなんでしょうか。

【濱田予防課長】 我々としても、とり得る手といたしましてはプレス、マスメディアの方々を通じてということが現実問題、一番多分、個々のお一人お一人については通じやすいと思っておりますけれども、そういったルートと、もう一つは、具体的には消費者窓口も含めた都道府県、それから消防本部ということになってまいりたいと思えます。実際、消防本部につきましても、今回の9月にこういった事故が発生いたしましたので、例えば秋の火災予防運動などにおきまして、例えばチラシなども含めてということだと思います。

れども、いろいろな広報媒体を通じまして、住民の方々にそもそも消火器の取り扱いの問題について周知をいただくということは、かなり行っていただいているというふうには思っております。

【吉井会長】 要するに、例えば家庭用の火災警報器ですか、ああいうののときは結構戸別訪問なんかしてかなり積極的にやっているですけれども、そういうことをやらないかというお話だと思うのですが、そこまでは今のところはやってないということですか。

【秋本会長代理】 これは私が言うのも変ですが……。

【濱田予防課長】 率直なところ、今回の消火器……。

【秋本会長代理】 ちょっと待ってください。私が言うから。この通知の中に、市町村に対しても周知されるようお願いしますと書いてあるでしょう？ ということは、例えば市町村の広報紙なんかにも書いてくださいというようなことも含めて通知したんじゃないんですか。

【濱田予防課長】 そこはご指摘のとおりでございまして、現実には、各市町村、消防本部などのホームページの中で、消火器の扱いなどについて注意喚起をいただいたというような事例もございまして。行政サイドとしましては、特に市町村、消防本部というのが住民の皆さんに一番身近でありますので、そういうところが中心になってくると思います。

【吉井会長】 新井委員から。

【新井委員】 ただいまの件ですけれども、私ども消防本部は、こういった通知がありますと、それぞれ消防本部の中でいろいろなお知らせを住民に知らせるという活動を行います。ですから、回覧板を例えばつくって配るとか、それぞれ個々の住宅の中にお話しに行くとか、あるいは予防運動のときの行事といったところでお知らせする、活動しているのは実態でございまして。

【吉井会長】 どうぞ。

【部長】 先ほどの福祉施設の関係の補足なんですけれども、福祉施設関係の、保健とか福祉の関係の権限というのは県のほうが基本的に持っておりまして、県の保健所とか福祉事務所でやっているんですけれども、政令市とか中核市の場合は、県の権限が政令市とか中核市にしております。この関係で、漏れがないようにこのところはこのような記載をしております、すべて含めて県内にある施設はこれできっちりと点検していただきたいという趣旨で書かせていただきましたので、心配ないようにしっかりと点検させてもらいたいと思います。

【吉井会長】 石井委員、どうぞ。

【石井委員】 時間があまりないところ申しわけないのですが、まず、今の消火器の話から少し入らせてもらいますと、実は、ここに書いてない事象で少し見えてきていることに、AEDの問題があります。AEDは医療関係機関にまず速いスピードで入って、それからさまざまな地域のコミュニティーの場所に今どんどん入っているところなんです。ところが、そのメンテナンスというのが、実はプロの目が届かないところにありますので、薄弱な状態になっています。期限切れの部材がそのままセットされた状態にあるなど、いざ動かしてみたら動かないということもあり得ます。それをどうするかという話も今あるわけです。

要するに地域のセーフティーネットをどう考えるかという概念に落とさないと、消火器問題だけを周知徹底してそれで、ここをやればここまでできますという話だけでは済まないのだと思うのです。

結局、僕らが救急医療などそういう部分で見ているものというのは、周知徹底したのであとはやってください、では済まないのです。どういうことかということ、バイスタンダーと言われる横に立った人がどういうアクションを起こすかで、その地域の救命や助け合う姿勢が目に見えるわけです。ですから、そういうもののリソースとして、例えば消火器であれば、店の消火器をどうやってみんなで使うのか、そのとき居合わせた人がどう使うのか、どういう位置づけならばそれが可能なのかや、そのメンテナンスについて、AEDももう随分普及していますから、そういうものを考えるとすれば、やはり地域のレベル、コミュニティーレベルでどう考えるかということを経験に整理しないと、これは絶対パフォーマンスが出ないのです。

事業仕分けを見ていて僕も非常に積然としないのは、コストパフォーマンスだけで話を進めようとしていることで、安全や安心などということは全く違うパラダイムの話であって、そのところをぜひ反論していただきたいのですよね。我々医療界も、コストパフォーマンスだけを追及するように言われても、人の命を幾らで救えるかなんて、そんなことばかりはやってられないわけです、現場で、目の前に患者さんがいる場合には。それは地域においても同じで、困った人にどう対応するかということは、やはりそこから起こさなきゃいけないと思うのです。

例えば、消火器も、1つの非常に具体的な話です。避難訓練の話が先ほどありました。僕も地域の医師会で色々な避難訓練に、被曝医療も含めて出させていただきました。空港

防災もそうですし。それから、日本医師会役員に就任してからも、色々なものを見せてもらっていますが、訓練のレベルの差や形骸化があります。やはり訓練は、常に引き締めてやらないと。あまり具体的に言わないほうがいいかもしれませんが、被曝の事象が生じたときに医療者はこの場所に集まれというのですが、そのとき道路はジャミングを起こしてどうしようもないのだけど、我々医療者は、どうやってここに来たらいいのかという話があります。訓練では集まった段階で始まるので、これはもう実際には120%通用しない。例えばそういうことがあります。

あまりこれも具体的に言いたくないのですが、地域の避難訓練で、大体は地元の政治家のごあいさつが続いて、その後、救急車はここからそこまで10メートル走るの、そのときだけ医師が乗ってくださいという訓練で何ができるのだ、私は忙しいのだと、救急車に協力した医師から僕も怒られるわけです。こんなことしていなければ人を救っているのに、何でこういうことに半日も使うのかと。そういうことをやはり1つつブラッシュアップしていかないと、常に形骸化の危険性は背中合わせなのだと思います。

そして、政治家の方々にも、ぜひともAEDの訓練などを率先してやっていただいて、あいさつは抜きにしてもらうような、そういう実効ある訓練というのを、やはり時代とともに常にやっていかなきゃいけないと思うのですね。それがもう一点です。

もう一つは、避難の話で、内閣府、総務省が避難訓練の検討会をまた立ち上げたというお話を聞いて、我々は関与しなくていいのかなと思ったのですね。不思議なのは、医師会というものは、都道府県医師会までは指定地方公共機関というものになっていまして、色々なプランニングやその後の運用についても常に会議に参画させてもらったのですが、日本医師会に来ますと、政府の中には指定地方公共機関の都道府県医師会の上部機関である日本医師会の位置づけはないのです。ということは、僕はその時点で免責されているのですが、相変わらず仲間が地方にいますので、彼らと話をすると、何でおまえそういう状況なのだと、僕が怒られるわけですね。不思議なのです。

もう一つだけお話しすれば、医療のいろんな現状を今度は途上国の支援の中で見ますと、実は、医療の援助として、箱物や物を援助するだけでは、絶対そのレベルが上がらない。なぜかといいますと、衛生思想という根本原理をしっかりと伝えないと、進まないからです。それを進めるのに一番いい起点のひとつは、学校なのだそうです。例えばたばこのことでもそうなのですが、食事、栄養バランスを子供に教えますと、お母さん、こういう食事はこうしなきゃいけないんだ、お父さんが食べているこれはおかしいのだと、今日習ってき

たという話が、その地域の栄養や衛生状態を変えていくとのことでした。

さらに、避難所というのは学校に必ずあります。そして、ヘリコプターがおりようと思えば、校庭もそこにあるわけです。

そういうものを巻き込んでコミュニティレベルで見直していけば、できることって随分あるんです。予算以上にコンセプトの問題があって、それに施策がついてくれば、そういうことができるのではないかなと思うのです。

こういう話を今日ここでさせていただくのが非常にありがたいので。ただ、問題は、避難のあり方の検討会というものが、ヘルスマネジメントと全く無縁のところ、内閣府と総務省で相談をすればすべて実効ある方法になるとお考えになることそのものが、少しまだ難しいんじゃないかなと、正直、申し上げざるを得ません。我々も完全ではありませんので、いろんなご批判を得ながら、国民の命をどう守るかということを考えるわけで、ご一緒に考えていくようなことを考えていただければと思います。

以上でございます。

【吉井会長】 はい、ありがとうございました。

4点あるいは5点ぐらいあったと思いますけれども、中心は地域の防災力を高めなきゃ、個別のことをやっているだけでは十分じゃないというお話で、ご意見ということで。それから、1点、避難のあり方の話は、何かそちらでコメントありますか。

【飯島防災課長】 現在、内閣府とともに、検討会を実施しております。今回の風水害の教訓を踏まえて、公助というのはやはり限界があると。自助・共助といったような地域の総合的な防災力の向上を図る中で、特に風水害の際の避難のあり方について検討を行うものでございます。石井委員のご指摘についても、この検討会の中で生かしてまいりたいと考えています。

【吉井会長】 多分、実践的なということ考えると医師会も入らなきゃいけないんじゃないかというご意見だったと思います。

【石井委員】 追加していいですか。要するに、避難だけさせればそれで解決するかというのは、そうではなくて、避難した方々の中には、今の時代ですから皆さん病気持ちだったり、色々な要件があります。食事をどうコントロールするか、高血圧の食事はどうするのか、そういう悩みを持った人たちが避難するわけです。その瞬間に必ずヘルスマネジメントがついてこない、結局は、あてがったもので何とか生きなさいというレベルに落ちるわけです。文明国ではないような状況にあつという間になるわけです。いつも飲んで

いる薬がそろそろ切れるとか、人工透析をどうしようかと、そういうことを常にセットアップした状態で、避難所というのは形成される、それにフォローが必要です。その途中でけがをした人はどうやってフォローしていくのか。そういうマネジメントがついてないといけないと思うわけです。

そここのところをお考えいただけると、僕が言っていること、何も無理な話を言っているわけじゃないのだと思うのですが。

【飯島防災課長】 ありがとうございます。災害時要援護者の検討会の中で、まさに委員の中からも、避難所の中の運営体制のあり方とかQOLの話も出ておりまして、医療がヘルスケアも含めたQOLというのも今後大きな検討課題になりますので、委員のお話も踏まえて、適宜専門家からご意見を伺って対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【吉井会長】 石井先生のおっしゃるとおりで、私もちょっと調べても、やはりその辺までカバーしないとなかなかレベルの高い避難というかそういうことはできないんじゃないか。

【石井委員】 もう一点だけよろしいですか、そのことで。なかなかしゃべるチャンスがないので。後で聞いてもらえばいいのですが、フォローしますと、例えば新潟や北陸の地震被害避難所のマネジメントで一番役に立ったのは何か。それは一緒に被災した地域の医師会のメンバーなのです。他県から行った人たちを含めて全部総括しますと、そういう話になるのです。もう一つ、風評被害。原発がすぐそばにあったところでは、あれが危ないという風評がありました。そのときに一番安心だったのは、いつも診ているかかりつけのドクターが、「いや、聞いたらこうだから、我々はここにいれば安心なのだ」と言った瞬間に、その不安が解消したそうです。

ですから、そういった国や様々な専門家の情報がそこに集約してくると、共有化した瞬間に非常にマネジメントのレベルが上がるという話が、総括の中にありますので、そういう議論は我々常々しております。参考にしてください。

【飯島防災課長】 ぜひまたご意見を承りますので、よろしくお願ひします。委員会の議論にも反映したいと思ひます。

【吉井会長】 高梨委員、どうぞ。

【高梨委員】 防災&情報研究所の高梨です。2点ございます。

1点は、要望という形になるかもしれませんが、資料1の22年度の予算概算要求の関

係で、消防補助金が削られてきてしまっているという話が出てまいりました。特に、削られた対象が地デジとか通信関係等、そして消防の関係補助金で、消防施設整備費の補助が削られているという状況があったということです。

たびたび被災地の消防機関に調査に伺うことがあるのですが、かなり大変な状況が出てきております。広域化の一方で、市町村との調整がつかなくなったりとか、対象が広がっているのに人員が少なく、どうやっていったらいいのか、消防職員も消防団員も不足してきている中で、どう対応していったらいいのかという中で、基本財となるべきそうした消防設備などが削られてしまっているという現状があります。

特に、これまでの状況でいくと、被災した地域では、被災した後に施設や設備の整備が進むという状況がかなりあったのではないかと思います。実は、阪神・淡路大震災で被災した市であっても、阪神・淡路大震災以降、消防設備、特に防火水槽の耐震化が進んでおらず、当時とほぼ同じという所があります。参考配付4の8ページに予算削減の理由として、「耐震性貯水槽は昭和47年度から続いていて、特に補助を要するものではない。先進的・高度なものとは言えない」とありますけれども、耐震性貯水槽は先進的・高度なものではないが、広域化を進めるうえで、消防にとってのいわば基本財と言える物が、まだ十分整備されていない状況です。また、計画的に防火水槽の整備を行っていたある市では、国の補助がなくなったために、地方で財政負担ができないことから、すでに、計画的配備ができなくなってしまっているといったようなこともありますので、これはぜひ継続して、また、削られてしまったからもう終わりということではなくて、継続して対応していただけたらと思います。それが1点。

それからもう一つ、災害時要援護者関係の資料6の関連になると思いますけれども、実態把握をしていきますと、かなり要援護者の対応——今いろいろご意見が出ていましたが、要援護者自体の問題というのもいろいろありますけれども、しかも、さきほど指摘がありましたように、長期にわたるほど影響が出てくるといったような実情がございますけれども、その一方で、支援する側——ここに出ているような消防関係、市町村職員の方、地域の方々、そして民生委員の方といったようなところが、緊急時の要援護者の避難支援をする際、非常に危険な状況の中で支援活動をしているという実態があります。これは、安全管理といったような観点とも係わるかと思いますが、今回市町村の職員の方が参集途上で亡くなっているというケースもありますので、さらに参集基準についてとか、消防団員の方がこれまで風水害関連で亡くなっているというケースなどもございますので、

そのあたりの、支援者側の安全管理といったようなことも、一点、視野に入れていただけたらと思います。

以上です。

【吉井会長】 はい、ありがとうございました。

ご意見いただいたということによろしいですか。何かありますか。

【飯島防災課長】 2つ目の支援者側の安全管理という点については、大変重要な視点だというふうには考えておりますので、今後議論の中で取り上げたいと思います。

【吉井会長】 はい、どうぞ。

【株丹次長】 1点目でございます。今まだ来年度の予算については、政府全体の中で作成作業中でございますので、削られてしまうというふうに決まったわけでは必ずしもございません。我々としては、今まさに高梨委員におっしゃっていただいたような趣旨があるということで、粘り強く趣旨を説明してというふうに思っております。そういう意味で、今おっしゃっていただいたことは、私どもにとっては大変ありがたい話ではあるんですが、まさしく事態は大変深刻だと思っておりますので、単にありがたがってるだけではちょっと済まないというふうに思います。

ちなみに、私、仕分けのほうの作業現場に参りまして説明をした者でございますので、こういう判定になって、私としては大変不本意といいたまいますか、力が足りなかったという気持ちがございます。もちろん国全体の財政を考えますと、非常に危機的な状況でありますので、少しでも削れるところは削るというのが基本だと思いますし、仕分けの作業のときに主として議論になりますのが、数値的な根拠を示すということなんですけれども、防災・予防の観点というのは、ある種イマジネーションの部分、想像の部分というのが入る。ただ、それは過去の経験を考えると、当然あり得ることだというふうに思いますので、数字が少し足りないところもあったかもしれませんが、今おっしゃっていただいたような趣旨を体して、あと一月ぐらいかと思いますが、なお努力したいと思います。

【吉井会長】 はい、ありがとうございます。善養寺委員、どうぞ。

【善養寺委員】 幾つか提案です。先ほど石井委員も高梨委員も言ってますが、国としてのグランドデザインというか、最低限のポリシーという点では、最低限の整備の補助と、高度な整備の補助を、一くくりにして補助としていることで、単純に削られ、最低限もままなくなってしまうのであれば、やっぱりそれは細かく分けて、早急に重要なものと、そうでないものの予算要求を細かく分けることも必要かと思っておりますし、地域で取り組むと

いう点では、政治家の方々とどこかで話し合う必要があるかと思います。

先ほどの消火器の話ですが、消火器のリサイクルを推進すると書いてありますけれど、自治体のごみ行政との関係はどうなのでしょう。あまりに老朽化し過ぎて、すぐにでも爆発しそうなものを取り扱うのは、確かに素人さんでは危ないので、緊急に、警告を出すことは大事だと思いますが、長期的な管理という面では、やはり何年かに一度取り替え時に、どこに持っていったらいいのか、だれに出したらいいのか、だれに相談したらいいのか戸惑うのであれば、皆が馴染んでいる、ごみ行政の中で、月に1回とか、消火器が何年ぐらいたったものに関してはリサイクルの場所に出してくださいと取り扱っていただくとか。それ以上古くなっているものに関しては、清掃局に相談すればその後どこかへちゃんと連絡をしてくれるような仕組みを作り、粗大ごみを頼むときには清掃局に電話をかけるという人々が普段やっている行動を踏まえた対策をとるのが有効だと思うので、そういう部署と相談をして管理していくことも必要かなと思いました。

それと、小川委員がずっと言われていることですが、これについて思うのは、消防庁は総務省の中にあって、総務省はICTを管轄するところです。ITを使って緊急の搬送マネジメントをする具体の策は、確かに現場なり専門の有識者の声を聞かなきゃいけないと思うのですが、そこで議論して、行政がシステムのデザインをして発注するころには、もう陳腐化してしまう。そうであれば、消防庁と総務省と一緒に、発注するのを前提ではなく、自然にバージョンアップのできる汎用性のあるシステムづくりをするために、ICT企業等いろいろな方々に集まっていただいて研究してもらおうということも考えられます。例えば、医療ベッドなんかを扱っているメーカーさんが最初からそういう機械の入っている製品をつくれれば、行政発注で端末を買わなくても、病院がベッドを1個買うことについてくるというような仕組み、そういうものを、今の技術なら何ができるのか研究して貰うのです。我々建築の中では、設備機器にデータロガーを入れ、日々の運用を測定し、CO₂削減のためにマネジメントをやるのですが、ただ、それによって、機械に何か不具合が起きた時にいち早く状況が把握できるんです。

もしAEDや何かの機器の設置の際にもそういう機能を持っていれば、どこかで不具合が生じたとき、事前に知ることができます。通信は、今やすごい量できるようになっており、個々の機器に個性をつけるというか名前をつけることもできるような時代にです。もしかすると、そのメンテナンスの機能をどこかに用意することで、人間による定期的な管理をしなくても、悪くなったものだけを見に行く、普段はもっと軽易な金額で全部の管理

ができるようなことも考えられるので、これは厚生省がどうのこうのではなくて、さまざまな問題をそういう企業の人たちと話し合うことで、新たなビジネスをこれから開発するところのきっかけとなったり、それは医療だけではなく、別の分野でも使えるようなシステム開発につながってくるかもしれないし、今あるシステムを単に応用するだけでできるかもしれない。

ですから、ある種の有識者だけの会議で1時間、2時間お茶を濁してるのではなくて、そういう、個々が発展していくような機会を総務省と一緒につくったらいかがかというのが、提案です。

【吉井会長】 ありがとうございます。はい。

【小川委員】 今、お話がありましたような件なんですが、総務省の中でも、旧自治省と旧郵政省がやっぱり分かれちゃってるでしょう。で、そのICTや何かの話だと、例えばこの場に、総務省でも寺崎総務審議官とか阪本泰男さんがいればぴんとくるわけです。理系だしね。ところが、旧自治省の人は、ぴんときてないところがあると思うんだよね。そういったこともちょっと考えながら、こういった議論をする場をつくっていったほうがいいんじゃないかなと思ってます。

思い切ったことをやるということでは、総務省だって結構やってることはあって、これは旧郵政系だけど、その総務審議官の寺崎さんなんていうのは、日本の地デジ方式が南米を席卷するに当たって、NECビッグロブの飯塚社長を派遣して、飯塚さんのアルゼンチンタンゴの仲間が向こうの政府の高官になっている人脈を活用して取っていったなんてことは、総務省もやっているわけですよ。官僚機構らしくないことをね。やりゃあできるじゃないかってところが実はあるわけです。

避難に関する検討会の話もありましたけれども、これ、武居部長のところと関連するんですが、国民保護もかかわってくる話なんですね、避難は。例えば、さっきの避難に関する検討会の方々のメンツを見ても、多分わかんないだろうなと思いついていたのです、失礼ながら。

例えば、災害のとき、バスなどで道路を使って避難をする。しかし、対面交通でできるところとできないところがある。例えば、東京消防庁の白谷さんが総監のとき、富士の自衛隊の演習を見に行っていたことがある。自衛隊の車両がどれぐらいの幅があるかっていうことをこの審議会場で聞いたら、皆さんご存じなかったからですよ。もちろん大きなはしご車なんていうのは幅があるけれども、普通、大型トラックや大型バスは幅2

メートル50です。ところが、自衛隊の戦車は、新しいやつは3メートル40ある。新しい装甲車は3メートル20ある。これ、災害派遣のときだって、使えるものは何だって使えなきゃいけない。国民保護の場合だったら、もろにこれ、使わなきゃいけないが、対面交通は絶対できない。それを前提にちゃんとルートを循環するように組まなきゃいけない。そういったことについて視野に入れたような話が、この避難についてもあるべきじゃないかなと思ったりしたんです。

国民保護に関して最後に申し上げますと、ずっと呼んでくれって言うのに1回も呼んでくれないのね、内閣官房も含めてね。当事者を呼ばないでどうするんだって話です。小川が来たらいちゃもんつけられるから嫌だなという、多分そういったことがあるんだと思うんだけど、最初から破綻したシナリオでやってたりね、ちょっとひどいところがあるんですよ。だから、1回呼んでください。よろしくお願いします。失礼しました。

【吉井会長】 医療のシステムについては、これも多分今日中には議論できないので、何回も取り上げてますから、少し資料を整理していただいて、次回あるいは次々回ぐらいに検討をしたいと思います。

【小出委員】 すみません、時間がないので、ほんとうに一言だけ。

先ほど石井委員から出たように、山口のその特養のときも、実際に避難所でお年寄りたちが急激にぐあいが悪くなって、ほんとうに命の危機だったので、もし、そういうふうな医療体制とこういうものが組めたら、すごくいいことだと思うんで、ぜひ、それ、前向きにご検討いただきたいというのと、もし、例えば立地条件についての見直しというのが進められるのであれば、その進められたときに、もう既に建っているものもあると思うんですよ、その新しい見直しの基準からずれたというか。そういう既に危険なところに建っているものをどうするのかということも含めて、ご検討いただければと思います。

【吉井会長】 はい、ありがとうございます。どうぞ。

【飯島防災課長】 検討会の中でしっかりその点も議論するようにいたします。

【吉井会長】 時間がもう大分オーバーしたんですけども、島崎委員と渡邊委員はまだご発言が……。どうしてもってことであれば、ご発言いただけますか、せっかくですから。

【島崎委員】 資料3の、先ほどから話が出ています受入医療機関確保のためのシステム開発を、経産省と総務省と厚労省でやっておられるということですか。

【開出救急企画室長】 厚労省と経産省と共同で始めておられて、我々もそれに参画し

ているということです。

【島崎委員】 これ、医療関係者はどういう形で入っているのですか、現場の医師。

【開出救急企画室長】 昭和大の有賀先生が委員長となって検討されているというふう
に伺っています。

【島崎委員】 石井先生も入っておられる？

【石井委員】 ええ、委員として。

【島崎委員】 システム開発等で大きな企業が参画しているとあまり役に立たない事が
多い。というのは、現場の医療機関の受け入れシステムで必要なのは大がかりなプログラ
ムではなく臨床の場の直接的ソフトです。

【吉井会長】 そうですね。

【島崎委員】 現場の受け入れの医療機関の医師なり医療関係者がどう、その情報を照
合なり、プレホスピタルの機関に情報を発信するかということと、それから、消防が受入
医療機関に情報をどう発信するかということで企業IT等システム開発はほとんど無用で
す。だから、何ていいますかね、災害とか救急とかいうようなところ、消防とかもすべて
そうだと思うんですけども、現場感覚というのがそういうところでは非常に大切に、そう
いう観点でやってもらうというのが1点。

それからもう一点は、先ほどから出ている、いろんな地域のネットワークとかセーフテ
ィーネットとか、住民の安心・安全というようなことはすべて各省庁横断的で、厚労省だ
けやるとか総務省だけやるとか内閣府だけがやるってというようなことでは絶対うまくい
かないので、ぜひとも各省庁横断的なものができるような、例えば救急・災害の法律とかを
つくって、地域のセーフティネット、災害とか医療とか消防とか1つの法律で動けるシ
ステムを、ぜひとも考えてほしい。

経産省と厚労省と、総務省はちょっと入ってやりますとか、こちらでは別の省庁と総務
省がやりますとか、そうすると、各省庁の夫々が独立してそれなりの結論はそうかなと思
うんですけども、横の連携がとれていない。ですから、オールジャパンというか、省庁
と地域がうまくネットワークを結べるようなものを考えてほしいと思います。

【吉井会長】 はい、ありがとうございます。全くおっしゃるとおりで、多分、消費者
目線とかユーザー目線とか被災者目線とか、こういうことでいくと、単独の省庁でやれる
ことは非常に限界があって、もう、今日議論に出てきたやつはほとんどすべてそうですけ
れど、横断的に解決しなきゃいけない。そういうのが大分言ってきているんですけども、

なかなかうまくいかないんで、ぜひ消防庁でもそういうやつを取り組んでいただきたいと思います。ということだと思います。

渡邊委員は何かありますか、一言。

【渡邊委員】 消火器の老朽化の問題についてですけれども、各地方に行きますと、大体、消防本部の職員よりも各消防団の団員が、春、秋の予防週間のときに点検というか確認というか。それがかなり、地方においては消防団のほうが行っているんじゃないかというふうに、私、思っております。

以上です。

【吉井会長】 はい、ありがとうございます。

時間をオーバーして、12時ということになったので、次回は最初から少し長目にとって、言いたいことを全部言って帰ってもらうということにしたいと思います。それから、いろんな宿題が出ましたので、次回の審議会ではぜひ今日の宿題を受けて資料をそろえていただいて、議論を深めていきたいと思います。

本日の予定は以上ですけれども、事務局のほうからお願いいたします。

【田村課長補佐】 次回開催につきましては、後日、事務担当より日程調整等を行っていただきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

5. 閉 会

【吉井会長】 はい、ありがとうございました。それでは、本日の消防審議会、これを持ちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —